

## 第127回簿記検定試験 2級 出題の意図・講評

### [第1問]

1. 会社法上、株式会社は定款に発行可能株式総数を定めることとなっており、その枠内で新たな株式を機動的に発行することができることになっています。また、原則として株式の払込価額を資本金とすることとされていますが、2分の1を超えない金額は資本金としないことが認められています。本問では、原則的な方法ではなく、資本金の計上を許容最低限とする方法が問われています。なお、増資に伴う手数料を支払手数料と仕訳するのは誤答です。
2. 販売基準は、割賦販売における原則的な収益の計上基準であり、一般の商品販売と同様に商品を引き渡した時に収益を計上します。販売基準においては、対照勘定法で用いられる勘定科目を使用することはありません。
3. 買収により受け入れた純資産額を上回って対価(本問では現金)を支払った場合、その差額がのれんになります。指定されていない勘定科目で答えた答案が散見されました。
4. 社債を発行した場合、社債の金額は額面価額ではなく、払込金額になります。また、社債発行に伴って生じた諸経費は、社債発行費を用いて仕訳します。
5. 中間納付した法人税と確定した法人税等の差額が未払法人税等となりますが、法人税等の金額を各自算定する必要があります。

全体的に基礎的な事項からのオーソドックスな問題でしたので、高得点が可能であったのではないかと思います。本問のでき具合が芳しくなかった方は、もう一度基本に戻って学習されることをお勧めいたします。

### [第2問]

本問は、特殊仕訳帳(当座預金出納帳、仕入帳、売上帳、支払手形記入帳、受取手形記入帳)の記入内容と普通仕訳帳の記入内容から残高試算表を作成する問題であり、帳簿組織に関する基本的な理解を問う標準的な問題です。

解答に当たっては、まず特殊仕訳帳相互間の関係に注意して、二重集計が生じないようにする必要があります。具体的には、当座預金出納帳の借方にある売上欄と売上帳の当座預金欄、当座預金出納帳の貸方にある仕入欄と仕入帳の当座預金欄、仕入帳の支払手形欄と支払手形記入帳の仕入欄、売上帳の受取手形欄と受取手形記入帳の売上欄がそれぞれ対応し、同一の取引が二重に記帳される形になっています。したがって、残高試算表を作成するに当たっては、これらの二重に記帳されている取引をそのまま二重に集計しないように注意する必要があります。

また、特殊仕訳帳と普通仕訳帳の関係においても、二重集計が生じないように注意する必要があります。具体的には、普通仕訳帳の記入内容のうち、19日と25日の取引については、当座預金勘定にかかわる部分が特殊仕訳帳としての当座預金出納帳にも二重に記

帳されています。したがって、残高試算表を作成するに当たっては、このような取引についても二重に集計しないように注意する必要があります。

本問は、帳簿組織の基本が十分に理解できていれば正しく解答できる問題ですので、基本の学習を丁寧に行ってください。

### **[第3問]**

本問は、本支店会計における本店における記帳処理と本支店合併財務諸表の作成について理解の程度を問う問題です。

本店の損益勘定は、当然のことですが、本店に帰属する収益と費用について、損益振替手続きを通じて転記することによって作成します。同様の手続きは、支店の損益勘定についてもいえることです。しかしながら、本店の損益勘定（損益勘定とは別に総合損益勘定を設けて行う方法もあります。）では、本店固有の収益と費用を振り替えるだけでなく、支店が計上した純利益を振り替え、さらに本支店間取引に生じた未実現利益を消去するための手続きを行います。この手続きを行うことによって、本店の損益勘定において最終的に計算される純利益は、企業全体の純利益となり、さらにこの純利益が資本振替手続きによって振り替えられた先の資本は企業全体の資本を表すこととなります。このように、本店が行う記帳処理には、本店固有の取引の記帳に加えて、本支店を通じた企業全体にかかる記帳が必要となることを理解しておくことが重要です。

さらに、本問では、本支店合併財務諸表における金額を部分的に問うています。売上原価および商品の金額は、未実現利益が調整された後の金額となることに留意する必要があります。さらに、本支店合併財務諸表における当期純利益および繰越利益剰余金の金額は、前述した本店の損益勘定において計算される純利益およびそれを振り替えた後の繰越利益剰余金勘定の残高と一致することについても確認してください。

### **[第4問]**

工業簿記の第4問の出題は、個別原価計算のため、製造指図書に集計されたデータから、仕掛品勘定への記入と月次損益計算書を作成する問題としました。個別原価計算では、製造指図書ごとに原価が集計されるという特徴があります。このため、この製造指図書に基づく原価集計プロセスを理解することが必要です。そして、それが、最終的には、損益計算書等の財務諸表作成に直結することは工業簿記においては必要不可欠な知識です。本問は、この一連の基本的な手続きの理解度を見るための出題です。

解答では、直接材料費、直接労務費については、集計結果が示されていますが、製造間接費については、別途計算してもらうこととしました。実際個別原価計算については、予定数値が適用されることがありますが、本問の製造間接費は、この予定数値、すなわち、予定配賦の手続きをとっています。したがって、予定配賦という重要な手続きを理解し、指図書別に計算できるかが重要となります。このように製造指図書ごとに集計した各費目の計算に基づき、備考に記載された製造、販売等の状況に応じ、仕掛品勘定、月次損益計

算書の金額記入を行うこととなります。

工業簿記、原価計算では、財務諸表作成は非常に重要な計算目的です。勘定記入を中心に、工業簿記の基本的手続きを通じ、どのように財務諸表が作成されるかを意識して勉強して欲しいと思います。

## **[第5問]**

標準原価計算に関する基本問題です。資料の順に従って答案用紙に記入していけばよい問形式であったため、比較的良くできていました。

出題の意図としては、標準原価カードの意味が理解できているかどうか、および標準原価の計算過程が正しく理解できているかを問うたところにあります。単に標準原価差異の計算式を公式や図表でもって覚えておくのではなく、どの時点で原価計算をするのかを強調しようとしたのです。

標準原価カードは、製品1単位を製造するのに要する原価財の標準消費額を原価要素別に示したカードです。製品を製造する前に設定されている事前原価であり、製品単位当たりの製造に必要な原価を意味する「原価標準」をあらわします。資料の1のデータから、標準原価カードは作成できます。直接材料費や直接労務費は標準データですが、配賦計算を行う製造間接費は予算データです。

一方、標準原価は、事後原価になります。資料2でもって実際生産量をあらわす完成品換算量が原価要素別に計算できますので、これに事前に設定した原価標準を掛けて、標準原価が原価要素別に計算できます（標準原価＝原価標準×実際生産量）。標準原価は、標準価格（賃率、配賦率）に標準消費量（直接作業時間）を掛けても計算できますが、この場合の標準消費量は、完成品換算総量（実際生産量）に対する標準消費量ですから事後計算になることに注意しましょう。

なお、本問の場合、直接材料の実際消費量や、実際直接作業時間が示されていないので、これ以上に差異を分析することはできません。